



監査告示第15号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年11月1日から同月25日まで
実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年12月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 衛藤 義弘

令和6年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 秘書広報課

2. 監査の期間 令和6年11月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年2月7日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①設計(積算)書に消費税相当額加算前の合計金額がないもの

②入札参加資格者以外の者を入札に参加させた場合について

- ・登録外業者参加理由書がないもの

- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書による警察への照会及び回答を業者選定前に行っていないもの

- ③契約必要書類の提出期間を落札通知日より7日間確保していないもの
- ④見積書の開封に落札者が立ち会わなかった場合に、契約の相手方決定通知を送付していないもの
- ⑤成果物引渡書（市控）の原本がないもの

（2）補助金・交付金事務等について

- ①補助金交付事由書の添付がないもの

【要望事項】

（1）交際費について

交際費については、交際費の支出に関する行政文書の公開基準及び内規等により基準等を定めると共に、市ホームページに支出状況を公開し公平公正で透明性のある執行に努めているが、区分について帳票間で差異があるので、整合の検討をすること。

（2）その他、軽微な誤りについて

契約事務について、指名基準の一部に不足があるもの、完了通知書に完了検査の検査員指定の決裁がないもの、書類を時系列に綴じていないものまた、文書事務等について、様式の一部が改正されていないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 農政課

2. 監査の期間 令和6年11月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年2月7日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

（1）補助金・交付金事務等について

①要綱に定められた手続きをしていないもの

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

（1）契約事務について

- ①契約必要書類の提出期間を落札通知日より7日間確保していないもの
- ②郵送等による見積について、見積依頼書の裏面に郵送等による見積書提出方法の記載がないもの

(2) 補助金・交付金事務等について

- ①補助金交付事由書の添付がないもの
- ②補助金実績報告書について、添付書類の提出はあるが、実績報告書の提出がないもの

(3) 文書事務等について

- ①旅費の手引に基づく旅費整理簿が作成されていないもの
- ②旅行命令において決裁者に誤りがあるもの

【要望事項】

(1) 補助金・交付金事務等について

- ①補助対象経費の支払済証拠書類の確認について

県の実績報告の添付書類の一部が「領収書」または「請求書」となっているため、実績報告を購入先からの請求書の添付で行い、補助金を受領しているものがあるが、最終的に申請者が購入先からの請求書に基づく支払いを完了しているかどうかの確認をしていない。そのような補助金については、市の要綱を整備し、購入先からの請求書により実績報告を行った場合については、支払済証拠書類（領収書等）を例えば「補助金受領後10日又は3月31日のいずれか短い方までに提出すること」などの規定を設け、少なくとも年度内には、申請者が購入先に請求書に基づいた金額を支払っていることの確認をすること。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、契約締結伺の一部に不備があるもの、検査結果通知日が成果物引渡日より後になっているものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 林業水産課

2. 監査の期間 令和6年11月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年2月7日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

① 予定価格が非公表の工事請負契約の特記仕様書の条項に「工事の予定価格に含まれる法定福利事業主負担額概算額は別紙のとおりである」という規定が残っており、別紙で予定価格が記載された「予定価格に含まれる法定福利事業主負担額概算額」を添付しているもの

② 複数者による競争が可能な契約を1者による特命随意契約をしているもの

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①設計（積算）単価の算出根拠が明らかでないもの
- ②仕様書に質問・回答に関する記載がないもの
- ③仕様書に履行期間が記載されていないもの
- ④物品購入契約について、例示品を示す場合に2つ以上示していないもの
- ⑤質問期限を過ぎた時間に提出された質疑書に対して回答しているもの
- ⑥回答の内容が不鮮明なもの
- ⑦契約必要書類の提出期間を落札通知日より7日間確保していないもの

(2) 補助金・交付金事務等について

- ①補助金交付事由書ほか必要な書類の添付がないもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、請書の条項に他事記載があるもの、完了年月日が完了通知書と検査調書で整合していないもの、契約手続きが基本的な手順に則していないもの
また、文書事務等について、回議書等の決裁日の記載がないもの、旅行命令において旅行者の押印のないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。